

いなぎ苑介護支援サービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人永明会が開設するいなぎ苑（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身状況、その置かれている環境等に
応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。
3 事業の実施にあたっては、関係行政、地域の保健・医療・福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 いなぎ苑介護支援サービスセンター
- ② 所在地 東京都稲城市百村255番地 いなぎ苑 1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理、業務の管理等を一元的に行うものとする。
- ② 介護支援専門員 1名以上（常勤1名以上）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたり、必要な員数を配置する。
- ③ 事務職員 1名
事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日（但し、1月1日から1月3日までを除く）

② 営業時間は8：30～17：30までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条①指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

②介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、出来る限り自立した日常生活を営む上で解決しなければならない課題の把握を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

③介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成の開始にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容・利用料等の情報を適正に提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業所等との連絡調整を行う。

利用者やその家族は介護支援専門員が居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求める事ができる事の説明を行う事とする。

- ・複数の事業所の紹介を求める
- ・当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める

公正中立なケアマネジメントへの取り組みとして、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、また前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合の説明を行なう。

④利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

⑤介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施の実施状況を把握するとともに、月に1回(状態に変化が著しい場合を除く)訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

⑥課題の分析については厚生労働省標準項目に準ずるアセスメントツールを使用する。

⑦介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を利用者の自宅等で開催し担当者から意見を求めるものとする。

⑧介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたって、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、懇切丁寧に理解しやすいよう説明を行う。

⑨通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、次の額を徴収する。

- ・市境を越えて片道おおむね1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき10円とする。
- ・前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、稲城市内全域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 利用者に対し、サービス提供に際し事故が発生した場合は家族、市町村、関係医療機関等へ迅速に連絡を行うなど必要な措置を講じる。また、事故の状況や処置について記録し、賠償すべき事故の場合に損害賠償を速やかに行う。

第9条 介護支援専門員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。または当該職員でなくなった後も、業務上知り得た利用者又はその家族の時密を厳守すること。

第10条 提供した居宅介護支援サービスに関する利用者又は家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置等利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

第11条 サービス提供の開始に際し、病院または診療所に入院する必要がある場合には利用者又は家族から当事業所名及び担当介護支援専門員の氏名を伝えていただくよう説明を行う。

第12条 災害や感染症等が生じた場合においても必要なサービスの提供を継続的に実施するため、平時より発動動作の確立、対応体制の整備、地域との連携、研修、訓練等を行い、災害、感染症等への対応策強化に努めることとする。

第13条 利用者の人権擁護、虐待防止等の為、検討委員会の開催、指針の整備、研修を実施、担当者を定めるなど必要な措置を講じる。

第14条 事業者は、事業の提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

第15条 事業者は指定居宅介護サービス提供に際し介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効にサービス提供を行うこととする。

第16条 事業者は認知症に係る研修の受講状況、取り組み状況等を介護サービス情報公表制度について公表することとする。

第17条 事業者は適切なハラスメント対策を強化する観点から男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策を講じる。

第18条 事業者は利用者からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)に関して、適切に対応し、被害を防止するための対策に講じる。

第19条 介護支援専門員等の質的向上のため、年間の研修計画に基づいて研修を行なう。

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項が生じた場合、関係行政の指導を受け、社会福祉法人永明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成19年4月1日改正。

平成21年4月1日改正。

平成24年4月1日改正。

平成27年4月1日改正。

平成30年4月1日改正。

平成31年4月15日改正。

令和元年10月1日改正。

令和2年4月1日改正。

令和3年4月1日改正。

令和6年3月1日改正。

【別紙】

(居宅介護支援に対する料金規定)

利用料 ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数

【1～40件未満】

要介護1, 2 11, 889円

要介護3, 4, 5 15, 447円

【40～60件未満】

要介護1, 2 5, 955円

要介護3, 4, 5 7, 712円

【60件以上】

要介護1, 2 3, 569円

要介護3, 4, 5 4, 618円